官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔府　令〕
○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一一一）　一
〔省　令〕
○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境三一）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　四
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五三

## 府令

○内閣府令第百十一号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月十日

内閣総理大臣　石破　茂